平成２１年（フ）第１８２８号
宮城県多賀城市中央２丁目18番13号
債務者　大津　光子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６５号
仙台市若林区中倉２丁目24番11―302号
債務者　高橋　一哲
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７１号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目39番地の７　フレンドリィⅡ101
債務者　北口　三佳
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７４号
仙台市太白区山田北前町５番８号
債務者　布田美賀子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７６号
仙台市太白区鹿野１丁目10番20号
債務者　松野　道子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８１号
仙台市宮城野区新田２丁目11番19―107号
債務者　曽根きみ江
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
福島市永井川字竹ノ内15番地の５
債務者　奥山　佳江
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２９６号
福島市大波字一里壇３番地
債務者　横山　岩雄
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３３２号
福島市所窪１番地の１　市住３―64、前住所
福島県伊達市保原町上保原字向台１番地140
債務者　石川　　潤
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
福島県伊達市保原町上保原字向台１番地50
債務者　山本　昭広
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４６号
福島市笹木野字内畑18番地の11
債務者　安齊　紀子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３５７号
福島県伊達市保原町字久保84番地２　一條ハイツ201号
債務者　三瓶　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６３号
福島県相馬郡飯舘村飯樋字笠石142番地１
笠石村営住宅14―１号
債務者　菅野　栄子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
福島市御山字中屋敷110番地の２　鈴木方
債務者　佐藤五三子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３８３号
福島市北中央２丁目９番地　市住７―35
債務者　石田　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７３７号
茨城県ひたちなか市大字津田1853番地68　清水コーポ201号
債務者　中山　勝明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５０号
茨城県鉾田市徳宿2437番地
債務者　松井　浩之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５４号
水戸市見川５丁目143番地の７　見川ハイツ105号
債務者　長塚　正彦
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所